

ともに、公正取引委員会および警察署へ通報することとなる。その結果、逮捕または逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、町建設工事指名停止処分要綱に基づき、指名停止の処分をすることとなる。談合情報の入手方法によってもその対応は異なるので、具体的事例でなければなんとも申し上げようがない。

〈キジ事業について〉

外部監査の実施について。

町長 平成18年度から実施主体である農業公社に、外部監査委員1名を選定し運営している。

〈町長の退職金問題について〉

退職金制度の必要性について。

町長 退職金制度は、国の考え方に基づき執行している。地方公共団体の長、助役、収入役および教育長などの特別職の給与については、地方自治法第204条各項の規定に基づき、条例で定めているが、このうち、退職手当関連については、「愛媛県市町総合事務組合」に加入し、構成団体の町長、助役、収入役、教育長および常勤の職員の退職手当に関する事務を共同で処理している。首相などの特別な国家公務員と、県を含む首長の退職金の計算方法は大きく異なり、独自で条例等を制定し運営している団体と当町のような一部事務組合で組織する団体との間において、多くの相違点が見受け

られる。当町のように事務組合に委託している団体は、組合条例に基づいて執行しているので、現段階では、鬼北町独自の考え方で、執行することは困難であると考えている。しかし、全国的な流れの中で、避けて通れない事実であると認識しているので、引き続き慎重に協議・検討していきたいと考えている。

〈町有林の資産管理について〉

財産調書の形態区分のその他について。

町長 「官行・県行造林、直営林および管理組合管理の分収林」に含まれない旧日吉村の直営林、分収林と部分林が含まれている。

管理組合について。

町長 町有林管理組合は、旧日吉村にはないので、旧広見町時代と同数の4つの管理組合がある。

町有林管理組合への管理指導について。

町長 年1回町有林管理組合役員会を開き、管理組合の年度事業計画を聴取するとともに、情報交換を行っていている。町有林の独自の基本計画は作成していないが、「鬼北町森林整備計画」に基づいた事業の実施に取り組むこととしている。管理組合の事業計画および重要事項の議会への報告は、報告の必要な事案が出れば報告したい。

国有林から払い下げの中野川町有林について。

町長 直営林81万1千80㎡のうち、

昭和32年に国有林から払い下げを受けた60・6ヘクタールの中野川町有林は含まれている。決算書の直営林のなかに旧日吉村の直営林が集計ミスによりその他の区分で処理している。

町有林の実態把握について。

町長 中野川町有林の現地調査は、昨年11月15日に担当者とともに実施した。近年の育林作業は平成7、8、9年の3年間に、46・04ヘクタールの除間伐と作業道の開設1千700㎡を実施している。この町有林の樹齢、材積は、主にスギ、ヒノキの43年生から51年生で、蓄積量は、ヒノキが1万5千482㎡、スギが892㎡となっている。

伐開作業面積、材積、販売金額について。

町長 平成6年度の等妙寺発掘調査に伴う伐開作業の面積は、1・04ヘクタール、材積は145・637㎡、販売金額は311万1千422円である。

作業道の補修について。

町長 中野川町有林の作業道補修は、間伐が実施となれば、早速、産業課林政係のオペレーターによる直営事業で補修することとしている。

町有林の間伐について。

町長 早急な間伐が必要だと思っ

の面からも、また先人から受け継いだ貴重な財産を後世に伝える点からも、間伐は実施しなければならぬと思っ

〈史跡公園計画について〉

発掘調査の際の環境保護への配慮について。

教育委員長 発掘調査にあたり、森林の保安等自然保護に配慮するとともに、周辺住民および関係地権者とも十分協議し、調査を行っている。関係者には、この遺跡および発掘調査に関して、ご理解をいただくとともに積極的な協力をいただいている。遺跡の管理としては、遺構付近を中心として町有林の草刈等も毎年、数回実施するなど環境保全に努めている。また、大雨等自然的要因により崩壊した箇所についても、利用者の安全な通行や利便性を考慮し、適宜、手作業で、できる限りの修復をしており、森林保護に努めている。今後とも、教育委員会と町で十分協議し対応したい。

各種計画立案への住民等の参画について。

教育委員長 専門的知識を有した委員を中心に、文化庁、愛媛県教育委員会の指導を受けながら計画している。計画策定・実施にあたっては、必要に応じ、地域住民をはじめ有識者の皆さんのご意見も伺いし、今後とも十分に配慮しながら進めていきたい。